

# 土佐町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和4年4月28日  
土佐町農業委員会

## 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

土佐町は高知県の中央北部に位置し、耕地は標高300m～500mの傾斜地に散在し、耕地の多くは棚田や傾斜畑であり、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

急速な高齢化により、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく一方、条件のよい農地について、担い手への農地利用の集積・集約化を、農地中間管理事業を活用しながら取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、土佐町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて令和14年を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとす。

## 第2 具体的な目標と推進方法

### 1. 遊休農地の発生防止・解消について

(面積：ha)

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A) (%)
現 状 (令和4年4月)	273ha	6.2ha	2.2%
3年後の目標 (令和7年3月)	273ha	4.7ha	1.7%
目 標 (令和14年3月)	253ha	3.1ha	1.2%

#### 【目標設定の考え方】

農地面積は5年ごとのセンサス調査ごとに10haの減少を見込んでいる。遊休農地の面積目標は遊休農地の発生防止及び解消に取り組むことによって半減を目指す。

### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

#### 1) 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- ① 農業委員と推進委員が連携し、農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

- ② 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- ③ 利用状況調査と利用意向調査の結果は、「全国農地ナビ」に反映することで、農地台帳の公表を行う。

#### 2) 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

#### 3) 非農地判断について

利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地について

は、現況に応じて速やかに「非農地判断」の検討を行い、守るべき農地を明確化に向けて取り組む。

## 2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

### (1) 担い手への農地利用集積目標

(面積単位：ha)

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A) (%)
現 状 (令和4年4月)	273ha	67ha	24.5%
3年後の目標 (令和7年3月)	273ha	91ha	33.3%
目 標 (令和14年3月)	253ha	146ha	58%

### 【参考】担い手の育成・確保

	総農家数 (うち、主業農家数) (戸)	担い手			
		認定農業者 (経営体)	認定新規就農者 (経営体)	その他 中心経営体	特定農業団体 その他の集落 営農組織(団 体)
現 状 (令和4年4月)	343 ( 34 )	21	2	11	4
3年後の目標 (令和7年3月)	343 ( 34 )	21	1	11	4
目 標 (令和14年3月)	219 ( 30 )	19	1	11	4

注1：「担い手の育成・確保」の数値は、農業委員会の区域内の農家数等を確認し、それらを基に「担い手への農地利用集積目標」を定めるための参考値である。

また、上記の参考値は、「人・農地プラン」等の見直しに当たっても活用する。

注2：「総農家数(うち、主業農家数)」は、2020年農林業センサスの数値を記入した。

### (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

#### 1) 「人・農地プラン」の作成・見直しについて

農業委員会として、地域(1集落又は数集落)ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」に積極的に参加し、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・

農地プラン」の作成と見直しに取り組む。

## 2) 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、土佐町、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等について意向を把握し、「人・農地プラン」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の掘り起こしを行う。

## 3) 農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

## 4) 農地の所有者等を確認することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確認することができない農地については、公示手続を経て都道府県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

## 3. 新規参入の促進について

### (1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人（人）） （新規参入者取得面積（ha））	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積（ha））
現 状 （令和4年4月）	0 ( 0 )	0 ( 0 )
3年後の目標 （令和7年3月）	1 ( 0.15 )	1 ( 0.3 )
目 標 （令和14年3月）	1 ( 0.15 )	1 ( 0.3 )

### (2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

#### ① 関係機関との連携について

高知県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を

含む。)を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

② **新規就農フェア等への参加について**

土佐町、農協等と連携し、新規就農フェア等に積極的に参加することで情報の収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

③ **農業委員会のフォローアップ活動について**

農業委員及び推進委員は、農業関係者との連携を図り、新規参入者に対して情報の提供や営農における相談に応じることで新規就農者の定着を支援する。